

## 第 5 次糸満市総合計画は、 基本構想、基本計画、実施計画 の 3 層構造です。

基本構想  
(R3-12)

糸満市のまちづくりの基本理念と目標を定め、目標を実現するための施策の大綱を明らかにし、市民と共有します。

基本理念や将来像、まちづくりの基本姿勢などで構成されています。

基本計画  
(前期 R3-7、後期 R8-12)

基本構想を具体化するための施策を体系的に示すものです。後期基本計画を策定する際に見直しますが、必要に応じて見直すことができます。

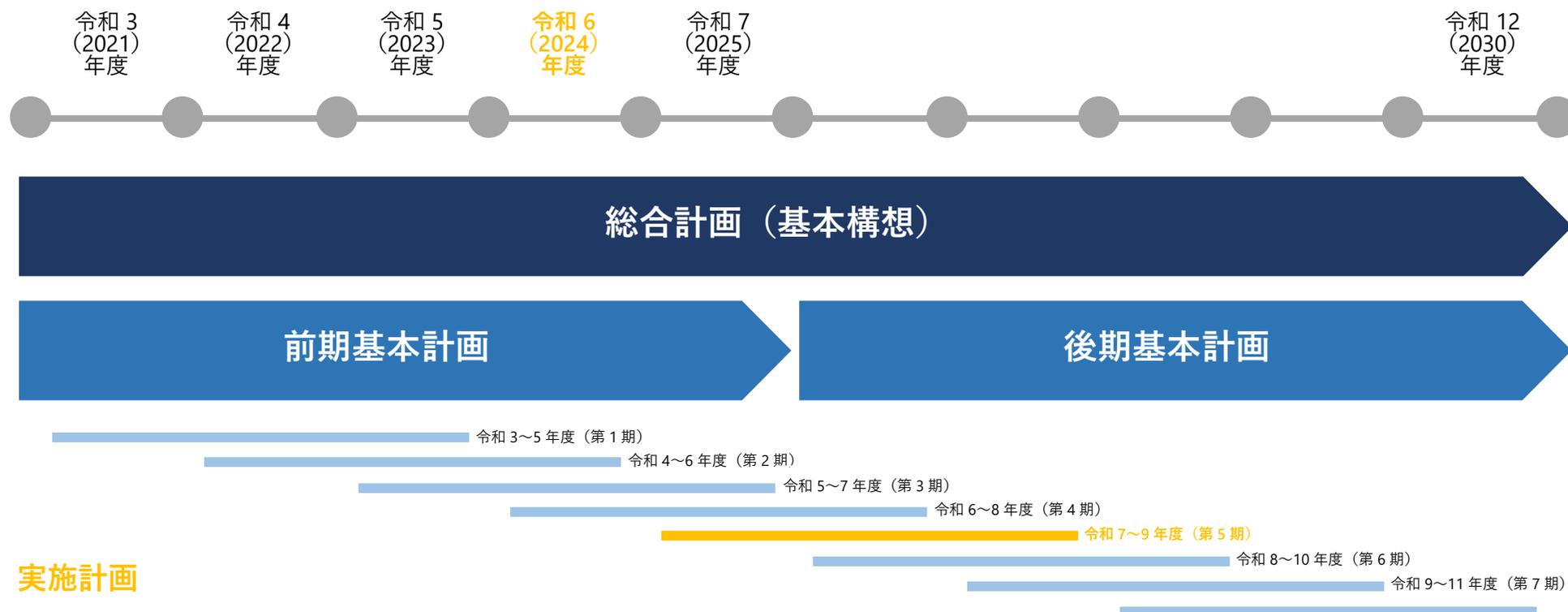
目指すまちの姿として、6つの方向性が示され、6章、25政策で構成され、政策ごとに方針、現状・課題、指標、施策の展開などが設定されています。

実施計画  
(3年間／毎年度ローリング)

基本計画で定めた政策（施策）を推進するための事務事業を明らかにするもので、財政計画と併せて作成します。

計画期間は3年間で、毎年度の予算編成の指針となります。

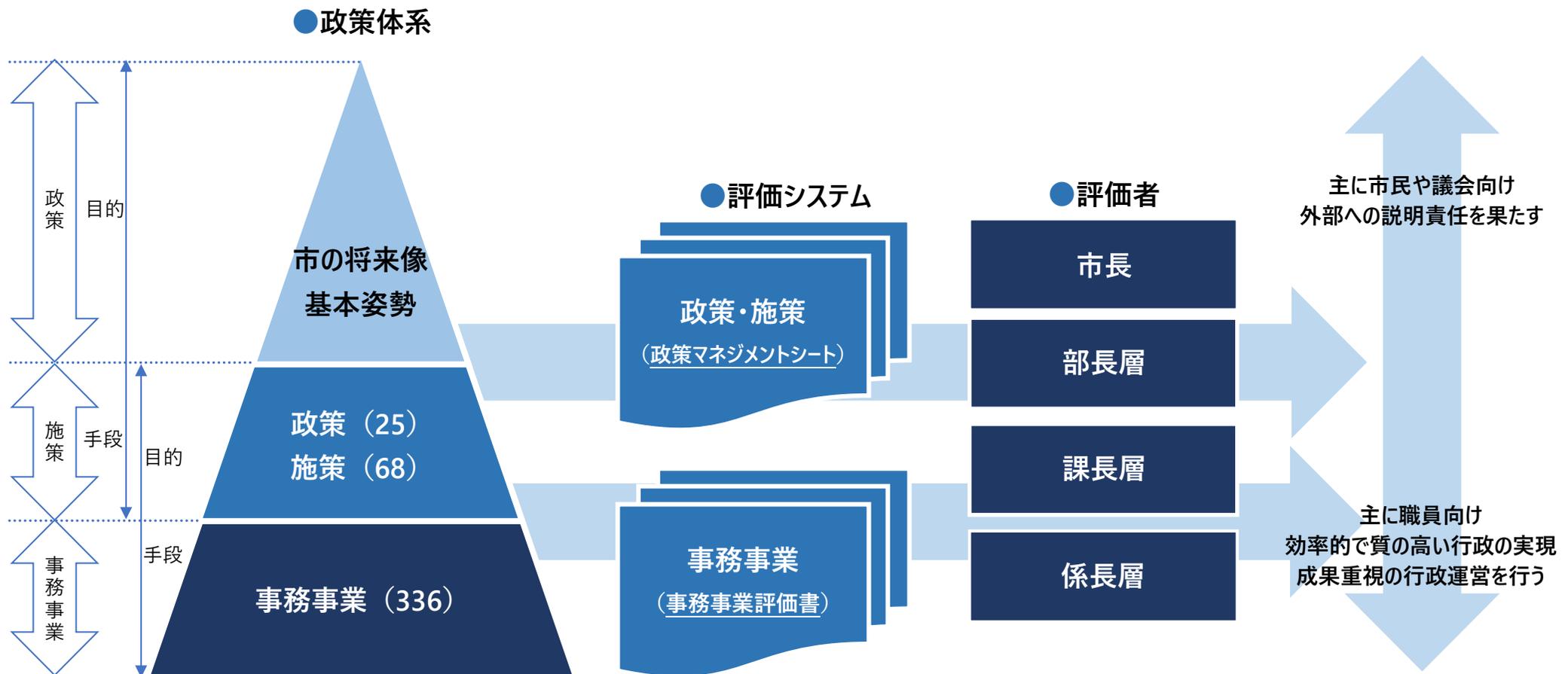
計画期間は、令和 **3**～**12** 年度までの **10** 年間です。



## 実施計画

計画期間は 3 年間です。毎年度見直しを行うローリング方式を採用しています。  
令和 6 年度に作成する実施計画は第 4 期で、令和 7～9 年度が計画期間となります。

## 政策体系と行政評価



## 行政評価・市民意識調査を組み込んだPDCAサイクルのイメージ

